

## セゾンカード《ami》特約

### 第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するもので、『セゾンカード《ami》VISA』『セゾン《ami》アメリカン・エクスプレス・カード』『ゴールドカードセゾン《ami》VISA』『セゾンゴールド《ami》アメリカン・エクスプレス・カード』(以下、総称して「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

当社の発行する『セゾンカード《PALETTE》VISA』『セゾン《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』『ゴールドカードセゾン《PALETTE》VISA』『セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』(以下、総称して「パレットカード」という)いずれかの会員であった方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条(債務承認)

本会員は、パレットカードの利用により発生した当社に対する債務を、本特約とセゾンカード規約の定めに従い弁済するものとし、当社はこれを承認いたします。

### 第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

### 第5条(適用規約)

- (1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
- (2)本カードについては、セゾンカード規約 ゴールドカードセゾンの特則の適用はありません。
- (3)本カードの内、セゾン《ami》アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンゴールド《ami》アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第3条(年会費)、第4条(会員資格の喪失等)、第6条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)、第7条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)を除くセゾンカード規約 セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則が適用されます。

### 第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。